4月の日程

期末手当を受けとり夏へ

不足を確認し、夏の重点項目を決定

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 288(17−10)
2026年3月31日

Tel:03-5756-8690 URL http://www.jlu.co.jp e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	4月の取り組み	日付	4月の取り組み
1		16	
2		17	経営協議会
3	フェニックスビラ 7:30～9:00	18	
4		19	
5		20	
6		21	PM 中央執行委員会＆支部代表者会議
7		22	
8		23	
9		24	Jグループ労連会議 13:30～17:30
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14	PM 中央執行委員会	29	
15		30	

ST が LT になって別居特任は？

4 月から ST 制度がレジャートラベル(LT)制度に変更になります。これにより、単身赴任者が利用する別居特任 ST も一部見直しが行われます。3 月 18 日に業連で示された内容を改めて紹介します。

無償航空券の課税範囲の変更および課税対象額

	別居特任 00 予約	別居特任 00	別居状態 00
これまで	フレックス運賃の 50%	課税対象外	
26 年度から		LTZL 運賃	

予約が可能な別居特任に関してはこれまでと変わりません。一方で、これまで ST00 と同様に無償で利用できていた別居特任 00 は、新たに課税対象となります。課税対象額は「LTZL」とされており、実質的に LT00 と同じ扱いになります。

福利厚生として位置付けられた LT 制度において課税が生じるのは仕方ない※にしても、業務上の事情により帰宅するための券種にまで負担が及ぶ今回の見直しは、改悪と言わざるを得ません。

※LT 制度が課税対象になるのは避けられない

LT 制度は会社から付与されるものであり、一定の価値を持つ給付とみなされるため、税制上は課税対象と整理されます。社宅や通勤手当、食事補助なども一定の非課税枠がある一方で、その限度を超えた部分は課税対象となります。

また、ST00 の増点は私たちが長年求めてきて実現したものです。こうした課税制度を踏まえた上で、今後の要求を検討していく必要があります。

課税対象になり得る給付

- 社宅・寮
- 通勤手当
- 食事補助
- 社員旅行
- 永年勤続表彰
- 商品券・旅行券

年間 8 片道の有償航空券を有効活用

昨年 10 月の改定で、年間 8 片道の有償航空券が利用できる支店もあります。こちらは、早期に予約でき、降ろされることもありません。有効に活用しましょう！

日本航空ユニオンの慶弔見舞制度

(取り扱い上の詳細については労組本部にお問い合わせください)

- ○ 結婚祝金　15,000 円
- ○ 出産祝金　5,000 円
- ○ 入学祝金　5,000 円 (小学校、中学校、高校入学)
- ○ 退職餞別金　勤続 10 年以上　10,000 円、
  20 年以上　20,000 円、 30 年以上　30,000 円、
  定年退職　50,000 円
- □ 傷病見舞金　11 日～30 日まで　5,000 円、 以降 1 ヶ月ごとに　5,000 円
- □ 入院見舞金　入院 1 日に付き　500 円
  (但し本人の休日を除く)
- □ 死亡弔慰金　本人　200,000 円、配偶者　100,000 円、
  子　50,000 円、実父母・養父母・義父母　10,000 円、
  実祖父母　5,000 円



大学、専門学校入学の祝金はありません。
各種申請忘れの照会は 3 年以内です。受け取ったかどうか分からない方は本部に連絡を。

忘れずに申請を！

【J-WING288(17-10)号　2026,03,31】